



発行  
東京都

目次

告示

- プロジェクトションマッピング活用地区の指定……  
……（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……  
……（都市整備局市街地整備部再開発課）…二
- 東京都環境影響評価条例による見解書……  
……（環境局総務部環境政策課）…二

公告

- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……  
……（生活文化局都民生活部管理法人課）…七
- 開発行為に関する工事完了……  
……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…八

告示

●東京都告示第千五百三三号

東京都屋外広告物条例（昭和二十四年東京都条例第百号）第十二条の二第四項の規定によりプロジェクトションマッピング活用地区（以下「活用地区」という。）を指定したので、同条例第十八条の規定により告示する。

令和二年十二月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 まちづくり団体等の名称

一般社団法人天王洲・キャナルサイド活性化協会

二 事務所の所在地

品川区東品川二丁目六番十号

三 活用地区の名称、位置及び区域

天王洲プロジェクトションマッピング活用地区

品川区東品川一丁目、東品川二丁目及び東品川三丁目

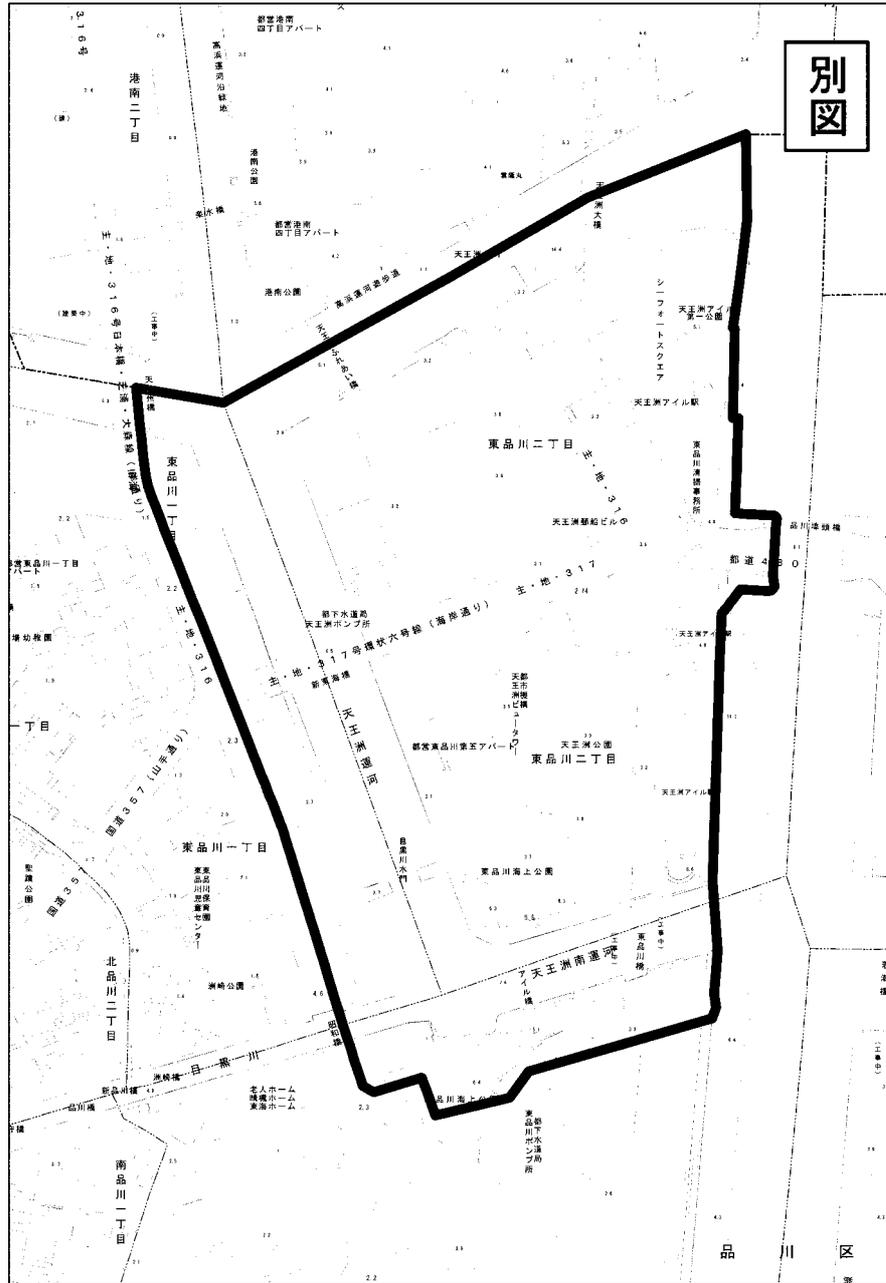
各市内（別図のとおり）

四 指定年月日

令和二年十二月十日

五 プロジェクトションマッピング活用計画の閲覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課（東京都庁第二本庁舎十二階中央）及び一般社団法人天王洲・キャナルサイド活性化協会ホームページ



●東京都告示第千五百四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき月島一丁目西仲通り地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年十二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

月島一丁目西仲通り地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年十二月十九日から令和四年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区月島一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区佃二丁目六番九号  
平成二十六年十二月十九日

五 定款の変更の認可の年月日

令和二年十二月十六日

●東京都告示第千五百五号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第五十五条第一項の規定に基づき、（仮称）新宿駅西口地区開発事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十二月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

小田急電鉄株式会社

代表取締役 星野 晃司

渋谷区代々木二丁目二十八番十二号

東京地下鉄株式会社

代表取締役社長 山村 明義

台東区東上野三丁目十九番六号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称) 新宿駅西口地区開発事業

高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、新宿区西新宿一丁目において、計画地内にある小田急百貨店等を解体・撤去し、商業・業務・駅施設等の複合用途で構成される高層建築物を建設するものであり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が一件、事業段階関係区長からの意見が二件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、電波障害、風環境、景観及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

令和二年十二月十六日から令和三年一月四日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 新宿区環境清掃部環境対策課

イ 新宿区歌舞伎町一丁目四番一号

ウ 渋谷区環境政策部環境整備課

エ 渋谷区宇田川町一番一号

オ 東京都環境局総務部環境政策課

カ 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

キ 東京都多摩環境事務所管理課

ク 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

コ 三階

別記(原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長(新宿区、渋谷区)の意見の件数は、表1-1に示すとおりである。都民の意見書が1件、事業段階関係区長の意見が2件(新宿区、渋谷区)の合計3件である。これらの主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要は、表1-2、表1-3(1)~(4)、表1-4に示すとおりである。

**表1-1 意見等の件数の内訳**

意見等	件数
都民の意見書	1
事業段階関係区長の意見	2
合計	3

表1-2 都民の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

項目	その他(ヒートアイランド対策及び地球温暖化防止)	事業者の見解の概要
<p>本事業規模の開発・建築を行えば、人や施設から大量のCO<sub>2</sub>や建物からの発熱など付近の環境への負荷が多大に発生します。それを一部でも吸収すべき、みどりや空間が示されています。281,700㎡の床面積のうち、3%程度の緑地を入れ、CO<sub>2</sub>や発熱の一部でも現地で吸収し、環境安全に取り組むべきと思います。</p> <p>現計画では環境への負担が大きすぎます。したがって変更を求めます。</p>	<p>本事業においては、環境への負荷低減のため、下記に示すヒートアイランド対策及び地球温暖化防止に係る配慮を講じる予定です(評価書案p.41記載内容: 同内容は見解書p.34参照)。</p> <p>【ヒートアイランド対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①建物排熱の低減           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱負荷の低減</li> <li>・ 省エネルギーシステムの採用</li> </ul> </li> <li>②緑化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋上緑化</li> </ul> </li> </ul> <p>【地球温暖化防止(省エネルギー)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①熱負荷の低減           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日射の遮蔽</li> <li>・ 外壁の断熱性能の向上</li> </ul> </li> <li>②効率的なシステム運用           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BEMS(ビル・エネルギー管理システム)</li> </ul> </li> <li>③省エネルギーシステムの採用           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高効率設備機器</li> <li>・ 外気冷房、自然換気</li> <li>・ 照明制御</li> <li>・ LED照明</li> </ul> </li> </ul> <p>また上記に加え、再生可能エネルギーの活用として太陽光発電の導入検討のほか、地域冷暖房からの熱供給受入れ、雨水の再利用、最新技術の導入等を図り、令和2年度時点での東京都建築物環境計画書制度における段階3を目指してまいります。</p> <p>緑化にあたっては、東京都及び新宿区と協議の上、東京都及び新宿区の基準を満たす緑化面積を計画しています。</p> <p>緑化計画図は、評価書案p.32(同内容は見解書p.25参照)に掲載しており、屋上等を有効利用し、立体的な緑化空間の創出に努めます。</p>	

表1-3(1) 新宿区長の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の主な意見の概要		事業者の見解の概要
項目	全般	
<p>本件高層建築物の新築にあたっては、周辺地域への影響を最小限に留め、周辺環境との調和を図り、環境影響評価項目として選定した事項について適切な評価・検討が行われるよう要望する。</p>		<p>本事業の実施にあたっては、各種環境保全のための措置を講じること、周辺地域への影響を最小限に留め、周辺環境との調和を図ります。</p> <p>今後、都民の意見書、関係区長の意見、知事の審査意見書等を踏まえ、環境影響評価書を作成する中で、引き続き適切な評価・検討を行ってまいります。</p> <p>本事業の進捗を踏まえながら、必要に応じて施工前段階から、あるいは工事施工中の適宜、土地区画整理事業等と連携・調整を図ってまいります。</p>
項目	大気汚染、騒音・振動	
<p>工事施工中の建設機械の稼働及び工事車両の走行に伴い発生する排出ガス・粉塵等、騒音・振動について、施工計画・施工方法の十分な検討を行い、近隣への影響を極力小さくするよう努められたい。また、工事完了後の大気汚染、騒音・振動についても適切に対応されたい。</p>		<p>工事にあたっては、施工計画・施工方法の十分な検討を行うとともに、排出ガス対策型建設機械の使用、排出ガス規制適合車の使用、低騒音型建設機械の使用、低振動工法の採用等、環境保全のための措置を適切に講じ、近隣への大気汚染、騒音・振動の影響を極力小さくするよう努めます。</p> <p>また、工事の完了後においては、駐車場内におけるアイドリソングストロップの励行等の環境保全のための措置を適切に講じ、大気汚染、騒音・振動の影響を極力小さくするよう努めます。</p>
項目	電波障害	
<p>電波障害に関する対応については、工事施工中のみならず工事完了後においても相談窓口を設け、必要な情報の提供と迅速かつ適切な対策を講じられたい。</p>		<p>工事施工中及び工事の完了後においては、問合せ窓口を設け、電波障害に関する問合せがあった場合は、必要な情報の提供と迅速かつ適切な対応を図ってまいります。</p>
項目	風環境	
<p>ビル風の発生等、風環境については、評価書案において工事完了後に計画地の北側等において平均風速の大きくなる箇所が見受けられる予測となっている。計画段階における十分な予測調査や実施設計における更なる検討を行うとともに、工事完了後の風環境の変化への対応についても万全を期されたい。</p>		<p>今後も、風環境に留意しながら設計・検討を進めてまいります。</p> <p>工事の完了後においては、現地調査により風環境を確認し、事後調査報告書にとりまとめ、東京都に提出します。</p>

表1-3(2) 新宿区長の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の主な意見の概要		事業者の見解の概要
項目	景観	
<p>日本有数のターミナル駅である新宿駅周辺の地域特性を踏まえ、「新宿区景観まちづくり計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」に基づき、より良好な景観形成がされるよう要望する。「代表的な眺望地点等」については、新宿御苑における調査地点が1か所のみとなっているが、重要な景観資源である新宿御苑からの眺望の影響を検討するため、調査地点を適切に追加することを要望する。「圧迫感の低減」については、計画建築物の形態・意匠等の選定に際して、周辺環境等に特段の配慮を行うよう対応されたい。</p>		<p>今後も、「新宿区景観まちづくり計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」に基づき、良好な景観形成に資するよう設計・検討を進めてまいります。</p> <p>新宿御苑からの景観モニタージェについては、環境影響評価書において代表的な眺望地点を追加します。</p> <p>圧迫感の低減を図るため、計画建築物の壁面は単調とならないよう視覚的な変化をつけるなど配慮するとともに、東京都及び新宿区との景観に関する協議等も踏まえ、形態・意匠等の配慮に努めます。</p>
項目	その他(ヒートアイランド対策及び地球温暖化防止)	
<p>計画では、延床面積が従来の2倍以上にもなることから、施設の供用にあたっては、省エネルギーや再生可能エネルギーの一層の活用にも努められたい。なお、最新技術の導入等により、東京都建築物環境計画書制度においても高評価が得られるよう、十分に検討されたい。</p>		<p>本事業においては、環境への負荷低減のため、下記に示すヒートアイランド対策及び地球温暖化防止(省エネルギー)に努めてまいります。</p> <p>【ヒートアイランド対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①建物排熱の低減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱負荷の低減</li> <li>・ 省エネルギーシステムの採用</li> </ul> </li> <li>②緑化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋上緑化</li> </ul> </li> </ul> <p>【地球温暖化防止(省エネルギー)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①熱負荷の低減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日射の遮蔽</li> <li>・ 外壁の断熱性能の向上</li> </ul> </li> <li>②効率的なシステム運用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BEMS(ビル・エネルギー管理システム)</li> <li>③省エネルギーシステムの採用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高効率設備機器</li> <li>・ 外気冷房、自然換気</li> <li>・ 照明制御</li> <li>・ LED照明</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>また上記に加え、再生可能エネルギーの活用として太陽光発電の導入検討のほか、地域冷暖房からの熱供給受入れ、雨水の再利用、最新技術の導入等を図り、令和2年度時点での東京都建築物環境計画書制度における段階3を目指してまいります。</p>

表1.3(3) 新宿区長の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の主な意見の概要		事業者の見解の概要	
項目	その他(緑化計画)	項目	その他(悪臭)
<p>新宿区まちづくり長期計画(都市マスタープラン)において「風のまち(みどりの回廊)」に位置付けられている場所であり、「新宿の拠点再整備方針」においても、みどりの塊を各所に創出することが求められていることから、みどり豊かな都市空間を形成するように対応されたい。</p>		<p>緑化にあたっては、東京都及び新宿区と協議の上、東京都及び新宿区の基準を満たす緑化面積を計画しています。 また、みどり豊かな都市空間を形成するよう、屋上等を有効利用し、立体的な緑化空間の創出に努めます。</p>	
項目	その他(悪臭)	項目	その他(悪臭)
<p>「悪臭防止法」の規制基準を遵守するとともに、店舗等への周知も徹底されたい。特に地下排水槽(ピルペット)に起因する臭気の対策を十分にを行い、悪臭防止法の規制基準及び、東京都の「建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱」に定める指針値に適合するよう要望する。</p>		<p>本事業の供用にあたっては、「悪臭防止法」の規制基準を遵守するとともに、店舗等への悪臭防止に関する周知も徹底してまいります。 また、「ピルの新築に伴う地下排水槽(ピルペット)設計の手引」(東京都)に準拠し、曝気方式の採用、通気設備、換気設備等、地下排水槽に起因する臭気の対策を十分にを行い、悪臭防止法の規制基準及び東京都の「建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱」に定める指針値に適合するよう計画します。</p>	
項目	その他(道路交通対策)	項目	その他(悪臭)
<p>工事用車両の搬入等により計画地周辺の交通渋滞が発生しないよう工夫されたい。また、工事完了後の交通量(歩行者交通量を含む)の増加等に対する安全対策等にも配慮されたい。</p>		<p>工事用車両の走行にあたっては、施工会社決定後、道路管理者や交通管理者等の関係機関と協議・調整し、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保及び工事用車両の計画的な運行管理に努めます。 工事の完了後の関連車両の走行にあたっては、計画地内駐車場へは新宿駅西口駐車場(地下)を經由して出入りする計画として、西口駅前広場(地上)と計画建物との間における歩行者と車両の歩車分離を図ります。 なお、南口周辺の歩行環境について、現状は計画地南端の甲州街道沿いに荷捌き駐車場出入口があるため、荷捌き車両と甲州街道沿いに北側歩道を通行する歩行者が交錯する位置関係にあります。これを踏まえ、工事の完了後においては、新宿駅西口駐車場(地下)經由でアクセス可能な計画地内地下階に荷捌き駐車場及び荷捌き動線を確保・集約することにより、甲州街道沿いの駐車場出入口を廃止するため、当該箇所の交錯を無くし、改善を図る計画としています。</p>	

表1.3(4) 新宿区長の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の主な意見の概要		事業者の見解の概要	
項目	その他(歩行者の安全確保)	項目	その他(苦情処理等)
<p>1日の乗降客数が約380万人の新宿駅での施工となることから、鉄道等の運行や駅構内の通路機能を維持するとともに、駅周辺の歩行者や駅利用者の安全を十分に確保するよう要望する。</p>		<p>新宿駅(小田急線・東京メトロ丸ノ内線・IR線)や東西自由通路に接続している部分の通路機能を保持するとともに、歩行者交通量を踏まえた通路幅を確保し、西口駅前広場との往来が可能な形で、歩行者の安全に配慮した仮設・切戻し工事を、工事の進捗に応じて段階的に進めます。</p>	
項目	その他(苦情処理等)	項目	その他(苦情処理等)
<p>工事施工中、工事完了後における環境に関する苦情や要望の相談窓口を設置し、誠実かつ適切に対応するよう要望する。</p>		<p>工事施工中及び工事の完了後においては、苦情や要望等の問合せ窓口を設置し、誠実かつ適切な対応を図ります。</p>	

表1-4 渋谷区長の主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の主な意見の概要		事業者の見解の概要
項目	大気汚染	工事にあたっては、大気汚染の影響低減のため、工事用車両の計画的な運行管理、工事区域内におけるアイドリイング・ストップの遵守等、対策を徹底します。
項目	騒音・振動	工事にあたっては、騒音・振動の影響低減のため、低騒音型の建設機械の使用や、低振動工法の採用等、環境保全のための措置を適切に講じます。また、工事用車両の走行にあたっては、早朝及び夜間において周辺道路での車両待機が発生しないよう周知徹底及び計画的な運行管理に努めます。
項目	風環境	計画建物は、高層部の南北に中・低層部を設けることで、高層部による地上付近への吹き降ろしの影響を低減するよう配慮しています。風環境の予測手法は、「東京都環境影響評価技術指針」(東京都環境局)に示されている風洞実験を採用しました。今後も、風環境に留意しながら設計・検討を進めてまいります。工事の完了後においては、現地調査により風環境を確認し、事後調査報告書にとりまとめ、東京都に提出します。
項目	ビル風等の発生等、十分な予測調査を行い、効果的な対策を検討し対応されたい。	

# 公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十一年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和二年十二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人聖地のこどもを支える会

二 代表者の氏名

井上 弘子

三 主たる事務所の所在地

東京都中野区東中野五丁目八番七号 NEコート五〇

二

四 更新された認定の有効期間

令和二年四月二十七日から令和七年四月二十六日まで

一 名称

特定非営利活動法人難病のこども支援全国ネットワーク

二 代表者の氏名

岡 明

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区本郷一丁目十五番四号 文京尚学ビル六階

四 更新された認定の有効期間

令和二年八月二十七日から令和七年八月二十六日まで

一 名称

特定非営利活動法人 Reach Alternatives

二 代表者の氏名

瀬谷 ルミ子

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区改代町二十六番地一 三田村ビル二〇三

四 更新された認定の有効期間

令和二年七月七日から令和七年七月六日まで

一 名称

特定非営利活動法人東京ノーヴィ・レパトリーシアター

二 代表者の氏名

岡崎 弘司

三 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区北沢二丁目十三番六号 第一マツヤビル3F

四 更新された認定の有効期間

令和二年三月二十七日から令和七年三月二十六日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十二月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

青梅市大門一丁目七百六十三番一、同番五、同番五地先、同番七、七百六十四番四及び七百六十八番二  
昭島市昭和町一丁目一番五号  
株式会社ランドクリエイト  
代表取締役 藤本 和彦

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
三〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



この用紙は、再生紙のうえにリサイクルされています。